## 改正大気汚染防止法に基づく水銀排出施設について

(新省令別	水銀排出施設 (新省令別表第3の 及び新省令附則別 素第1)			3の項				4の項				5の項						6の項			7の項	8の項		9の項		(要排出抑制施設)	
大気汚染防 水銀排出	が は 法の が は は 法 の が は お は た 設 が ま が ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	大防法令別表第1の1の 現にある。 現にある。 では、一切である。 大小型石 大小型石 大小型石 大小型石 大小型石 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	大別表項に 大別表項に 対象項に ボラー カラカ 横ラー ボー ステー 大 ボー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 大 大 ステー 大 ステー 大 大 大 大 大 大 大 ステー 大 大 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー 大 ステー ステー ステー ステー ステー ステー ステー ステー ステー ステー	施設のうち、1次精錬の用に供する施設であって、銅または金の精錬の用に供するもの  ※専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉除く  ※「一次精錬の用に供する施設」とは、大防法令別表1の3の				たは亜鉛の精錬の用に供するもの ※専ら粗鉛、蒸留亜鉛を原料とする溶解炉除く ※「一次精錬の用に供する施設」とは、大防法令別表1の3の 項・5の項、14の項に掲げる施設のうち、硫化鉱の重量の 割合が50%以上である原料者しくは当該原料からなる材料を 使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の			大防法令別表第1の3の項~5の項、14の項に掲げる施設のうち、2次精錬の用に供する施設であって、銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する施設				原の方、胎 表第1の3の の第二次構 錬(鉛合金を 豊 <u>まない。</u> ) の用に供す るもの		大防法令別表第1の3の項~5の項に掲げる施設のうし、二次精錬用の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの ※専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉除く ※「二次精錬の用に供する施設」とは大防法令別表1の3の項~5の項、14の項「1掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。		大防法令別表 第1の9の項に 掲げる焼成炉 のうちセメント製 造の用に供する もの	大防法令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉平 廃掃法第8条第1項に規定するゴミ処理施設(焼却施) 限る。)若しくは廃揺法施行令第七条第三号・第五号・ 八号・第十号・第十一の二号・第十二号若しくは第十三 二号に掲げる施設 ※専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃 法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のう 原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を り扱うもの及び水銀排出施設9の項に掲げるものを除く	度に 第 の しくは同令第7 り水銀をによる: は水銀による: 律第二条第二 資源からの水 取	しくは同令第六条の五第二号チの規定によ り水銀を回収することとされた産業廃棄物又 は水銀による環境の汚染の防止に関する法 律第二条第二項に規定する水銀含有再生 資源からの水銀の回収の用に供する施設		製銃の用に供する 焼結炉(ペレット焼 結炉を含む。)、製 鋼の用に供する電 気炉			
		大防法令別 長1の1の項	大防法令 別表1の1 の項	大防法令 別表1の3 の項	大防法令	大防法令別表1 の5の項	大防法令別表1の 14の項		大防法令	大防法令別表1 の5の項	大防法令別表1の 14の項	大防法令 別表1の3 の項	大防法令 別表1の 4の項	大防法令別表1 の5の項	大防法令別表1の 14の項	大防法令別 表1の24の 項	ダ法施行令別表1の3の項	大防法令 別表1の3 の項		大防法令別表1 の5の項	大防法令別表1 の9の項	廃掃法第八条第一項、 廃掃法施行令第七条第三号・第五号・第八号・ 令別 第十号・第十一の二号・第十二号若しくは第十 三の二号	表   第一項第一方   若しくは同令第   13   の三等 - ユエ	第六条 木(2) 六条 染の防止に関する 律第二条第二項	法 別表1の3 別		
関連法令での でのの ※大防、ダ策法: 大法: メン類原研済: は、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	種類 気汚染防キ がオオ豊 原葉物の に関する	用するものを除く。) ボイラー(熱風ポイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使	用するものを除く。) ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使	除く。)(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉	び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)が平炉(一四の項に掲げるものを除く。)を属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及	及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。) を属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項	び乾燥炉が乾燥炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及がを含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成	除く。) (ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉	び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及	及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項	び乾燥炉が乾燥炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成	除く。)(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉	び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及	及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。) 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項	び乾燥炉が乾燥炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成	線の製造の用に供する溶解炉鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)	用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉て、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであっ	除く。)(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるも焼炉、焼結炉金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉	び平炉(一四の項に掲げるものを除く。)金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及	及び二四の項から二六の項までに掲げるものを除く。)金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに一四の項	造の用に供する焼成炉。 の用に供する焼成炉及び溶融炉のうちセメントの製窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうちセメントの製	原棄物処理施設(焼却施設に限る。)  「第三号、第二号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。)の焼却施設、廃浦り塩化ビフェニル汚染物の溶融施設、廃ボリ塩化ビフェニル所染物を含む汚泥のばい焼施設、廃石綿等又は石綿設、水銀及びボリ塩化ビフェニル所染物を除る。)の焼却施設、廃油処理施設を除れば、一般廃棄物処理施設(汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びボリ塩化ビフェニルの理物の焼却施設、廃油のたい。)の焼却施設、海洋汚染等及び海上災リ塩化ビフェニル汚染物及びボリ塩産業廃棄物処理施設(汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びボリ塩産業廃棄物処理施設(焼却施設に限る。)	銀 り を り り 収	水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設	除く。) (ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉(一四の項に掲げるものを金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉	製銑、製鋼又は合金若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	
水銀排出規となる施設	制対象の規模	十万L未満のもの。(石炭を専焼させるものを除く。)もののうち、パーナーの燃料燃焼能力が重油換算一時間あたり料の燃焼能力が重油換算一時間あたり五〇リットル以上である伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はパーナーの燃伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はパーナーの燃	項が○ の重平	房半の処理創力カー時間当たらートンら上であること	<b>) 1.</b> 担 岩 J ペー 手引 4 ニリー・・・ 人 ニャ・ラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	器の定格容量が二○○キロボルトアンペア以上であること。が重油換算一時間当たり五○リットル以上であるか、又は変圧が重油換算一時間当たり五○リットル以上であるか、又は変圧火格子面積が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積が	重油換算一時間当たり二〇リットル以上であること。 生油換算一時間当たり二〇リットル以上であるか、羽口面断面積が子面積が〇・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上であるか、火格	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。		器の定格容量が二○○キロボルトアンペア以上であること。が重油換算一時間当たり五○リットル以上であるか、又は変圧○・五平方メートル以上であるか、パーナーの燃料の燃焼能力火格子面積が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積が	重油換算一時間当たり二○リットル以上であること。の・二平方メートル以上であるか、又はパーナーの燃焼能力が子面積が○・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が原料の処理能力が一時間当たり○・五トン以上であるか、火格	原料の処理能力が一時間当たり一トン以上であること。		器の定格容量が二○○キロボルトアンペア以上であること。 の・五平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力 火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力 火格子面積が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積が	重油換算一時間当たり二○リットル以上であること。○・ニ平方メートル以上であるか、又はパーナーの燃焼能力が子面積が○・五平方メートル以上であるか、羽口面断面積が原料の処理能力が一時間当たり○・五トン以上であるか、火格	ペア以上であること。ペア以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンル以上であるか、又は変圧器の定格容量が四〇キロボルトアンバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇リット	原料の処理能力が一時間当たり〇・五トン以上のもの	原料の処理能力が一時間当たリートン以上であること。		器の定格容量が二○○キロボルトアンペア以上であること。が重油換算一時間当たり五○リットル以上であるか、又は変圧○・五平方メートル以上であるか、パーナーの燃料の燃焼能力火格子面積が一平方メートル以上であるか、羽口面断面積が	こと。   こと。   こと。   と称容量が二〇〇キロボルトアンペア以上である   火は変圧器の定格容量が二〇〇キロボルトアンペア以上であるか   燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であるか   、バーナーの燃料の   火格子面積が一平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の	時間当たり二〇〇キログラム以上であること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		施設規模による裾切りなし回収時に加熱工程を含む施設に限る。			
大防法 水銀 排出其準	新規施設 既存施設	10	10	15 30			30 50			100 400					30 50			50 80 ※原料とする石 灰石1kg中の水 銀会有景0.05mg	30 50		100		自ら遵守すべき基 準を作成し、測定				
条例ばい煙指	定施設該	0	0				0				0			-	- 0		-   -		-		銀含有量0.05mg 以上の場合140 -	0		_		_	
当 県条例に基つ	く排出基	100	100	_	_	_	1000	_	_	_	1000	-	-	_	1000	_	-		_		-	1000		-	_		